

要 望 書

【令和 3 年度第 1 回定例会】

千葉県町村議會議長会

目 次

第1 保健福祉行政の充実強化について

- | | |
|--|---|
| 1 高齢者のPCR検査費用の財政支援について | 1 |
| 2 新型コロナウイルス感染症における自治体の体制強化及び
財政支援について | 2 |

第2 町村生活基盤の充実強化について

- | | |
|--|---|
| 1 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の建設促進及びアクセス道路
の充実強化について | 3 |
| 2 国道409号茂原一宮道路（長生グリーンライン）の早期完成に
ついて | 4 |
| 3 九十九里浜の海岸侵食対策・養浜事業の国による直轄事業の採択
について | 4 |
| 4 地域公共交通の確保・維持に係る補助対象の拡充等について | 5 |
| 5 東京湾口道路計画の推進について | 6 |

第3 教育文化行政の充実強化について

- | | |
|----------------------------|---|
| 1 GIGAスクール構想の実現に向けての支援について | 7 |
|----------------------------|---|

第1 保健福祉行政の充実強化について

1 高齢者のPCR検査費用の財政支援について

新型コロナウイルス新規感染者及び重度者の数が急速に増加している中、感染拡大の防止・クラスターの発生予防のためには、ワクチン接種とあわせ、PCR検査の実施が有効である。

特に、高齢者は重症化リスクが高いため、感染を早期に発見する必要がある。

については、自治体が行う65歳以上の高齢者に対するPCR検査事業の費用を全額国費で負担するよう要望する。

2 新型コロナウイルス感染症における自治体の体制強化及び財政支援について

新型コロナウイルス感染症については、変異株の種類が多様化し、その感染者数が拡大傾向にある中で、各自治体が主体となってワクチン接種に取り組んでおり、計画的かつ効率的に実施するためには、接種に必要なきめ細かな実施計画の作成と準備が不可欠となる。また、これまで各自治体において、国の全額負担を前提に接種体制の確保に鋭意取り組んできたところではあるが、円滑なワクチン接種に向けたさらなる体制強化に当たっては、実質的な人的担保及び財源担保が必要である。

また、長期化するコロナ禍の影響により、千葉県内においても地域経済の低迷が続いている、特に観光業においては、外出の自粛要請等によるイベントの中止やGOTOキャンペーン事業の中断により観光需要が落ち込み、先の見えない現状に不安が広がり深刻さを増している。

については、次の事項を要望する。

- (1) ワクチン接種を円滑に実施できるよう、ワクチンの配分量、供給時期及び副反応等に関する的確な情報を迅速に提供すること。また、迅速な接種体制の確保及び強化に当たっては、地域の実情に応じて必要となる経費は異なり、所要となる経費が増大することが懸念されることから、自治体の持ち出し負担が生じないよう、全額国費による財政措置を講じることはもちろんのこと、接種に係る医療スタッフの確保についても全面的な支援を行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症が一定の収束を見通せた段階において、地域の実情に応じた大規模な景気浮揚策を講じるとともに、感染症防止策の一環として抗原検査キット等を活用した感染者の早期発見体制の構築を図ること。

第2 町村生活基盤の充実強化について

1 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の建設促進及びアクセス道路の充実強化について

圏央道が首都圏から放射状に延びる高速道路と相互に連絡することで、成田空港や都心、さらには周辺各地へのアクセスを向上させ、沿線地域の「人・物の交流」の活性化とともに、観光、物流、または産業の発展など、地域経済に大きな好循環をもたらすことが期待される。

また、想定される首都直下地震等の災害時には、緊急輸送道路としても重要な役割を果たすことから、早期の全線開通は必要不可欠である。

加えて、成田空港周辺地域の企業立地・市場拡大・生産活動等のポテンシャルを最大限に活かすためには、成田空港へのアクセス道路は重要な動脈である。

については、次の事項を要望する。

- (1) 大栄JCTー松尾横芝ICにおいて、速やかに用地取得を進め、令和6年とする開通目標を達成できるよう事業を進めるとともに、早期の全線開通を図ること。
- (2) 公共交通の利便性に乏しかった空港東側地域において、アクセス利便性を飛躍的に高めるため、新たなIC（成田空港IC構想）の具体化に向け、事業の推進を図ること。
- (3) 新たなIC（成田空港IC構想）付近から（仮称）国道296号IC付近の間に、地域交流の拠点となる「休憩施設」を設置すること。
- (4) 国道296号を4車線化すること。

2 国道409号茂原一宮道路（長生グリーンライン）の早期完成について

国道409号茂原一宮道路（長生グリーンライン）は、首都圏中央連絡自動車道と一体となり、県内各地や首都圏からの交流拡大が高められるとともに、災害時における緊急対応道路としても大変重要な路線である。

また、首都圏中央連絡自動車道の波及効果を高め、地域の活性を図るために、本路線の果たす役割は重要である。

については、整備区間となっている長南・茂原間の事業推進及び茂原・一宮間の事業化を図り、早期の全線完成を要望する。

3 九十九里浜の海岸侵食対策・養浜事業の国による直轄事業の採択について

近年、九十九里浜一帯では、急激な海岸侵食により汀線が後退し、砂浜の砂が削りとられ無残な浜崖へと変貌し、かつて一面に広がっていた水平線と砂浜の織りなす白砂青松の景観は、急激に失われている。

侵食が顕著な箇所では県による対策が講じられてきたが、その対策を上回る速度で海岸侵食が進んでいるのが現状であり海水浴場の開設ができないなど地域経済にも多大な影響を及ぼしている。

また、近年懸念されている高潮や津波をはじめとした自然災害に対する防災対策の観点からも、海岸の侵食対策を早急に講じることが必要である。

については、養浜等の海岸侵食対策には、多大な事業費と高度な技術を要するため、国による直轄事業として採択することを要望する。

4 地域公共交通の確保・維持に係る補助対象の拡充等について

高齢社会の到来で高齢者が原因となる交通事故が多発しているが、地方で高齢者の運転免許証を自主返納させるには地域公共交通の充実が必要不可欠である。

国における地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持することなどを目的に支援されるとしている。

このうち、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金は、1日当たりの計画運行回数や輸送量、過去の実績輸送量を補助要件としている。しかし、公共交通機関は働き方改革や人手不足等の理由から運行本数を維持できず、サービス低下による利用者減という負のスパイラルに陥っており、補助要件を満たせない路線では、運行の廃止が危惧されている。

また、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金は、市町村の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費の2分の1が補助額となるが、補助金交付要綱において、当該市町村の人口等を基準として算出される補助上限額が規定されており、実質、事業を実施する市町村の負担額の割合が高い現状にある。

そのため、小規模自治体では補助事業の実施が難しく、補助を受けずに公共交通事業を実施しなければならない。

については、地域公共交通の維持・確保のため、次の事項を要望する。

- (1) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金において、1日当たりの計画運行回数や輸送量、過去の実績輸送量に係る補助要件の緩和及び補助率を上げること。
- (2) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金において、補助上限額を廃止すること。

5 東京湾口道路計画の推進について

東京湾口道路は、房総半島と三浦半島を結ぶ延長約17kmの道路として構想されているが、平成20年に国から国土形成計画において長期的な視点から取組むものとされ、構想は事実上凍結となっている。その間、東京一極集中の進行等により、南房総地域における人口減少に歯止めがかからない状況にある。

また、南房総地域は、東京湾アクアライン、館山自動車道及び富津館山道路の整備によって、首都圏を中心に来訪客は年々増加しており、自然豊かな観光地として定着し、通勤・通学も可能な地域となった一方で、東京湾アクアラインの休日の交通渋滞は緩和されず一般の高速道路利用者はもちろんのこと、多目的に利用者が増加してきた高速バスの運行にも大きな支障を來している。

については、県内外の人やモノの流れを強化し、社会経済活動を活性化させるため、東京湾口道路計画の推進を図ることを要望する。

第3 教育文化行政の充実強化について

1 G I G Aスクール構想の実現に向けての支援について

G I G Aスクール構想の実現に向け、全国一律の I C T 環境整備が急務となっており、国は事業を実施する地方公共団体に対し、継続的に財源を確保し、必要な支援を講じることを示した。

しかし、国が示した高速大容量通信ネットワーク環境の整備や児童生徒用情報端末1人1台整備の補助要件においては、機器の保守やソフトウェアのライセンスなどについて、自治体の負担となるため、各町村の財政に与える影響は大きく、特に財政規模の小さい自治体にとっては厳しい負担となる。

については、I C T 環境整備の負担軽減に向け、次の事項を要望する。

- (1) ネットワーク及び端末整備後の機器の保守管理や更新時の費用について国庫補助の対象とすること。
- (2) 端末の導入については、学習支援ソフト及びセキュリティ対策に係る費用、指導者用端末及び予備端末購入費用等についても、I C T 活用を実施していくうえで必要不可欠であることから、国庫補助の対象とすること。